

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 32 号）
規制の名称：名称の使用制限
規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局：住宅局安心居住推進課
評価実施時期：平成 30 年 3 月 28 日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価実施当時に推定した通り、高齢者の人口は増加しており（法改正時の推計は 2010 年：約 2,900 万人→2020 年：約 3,600 百万人（2010 年人口推計（総務省統計局））に対し、2017 年 4 月現在高齢者人口推計は約 3,500 万人（人口推計平成 29 年 9 月報）、高齢者の居住に適した住まいへのニーズは増加している。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

高齢者の居住の安定確保のためには、高齢者が自らの居住に適した住まいを判別しやすくすることが必要であるが、当該規制の制定前には、高齢者の居住に適した住まいとそうでないものを判別できないため、高齢者の住まいの合理的な選択が阻害され、高齢者の居住の安定が確保できていない現状が存在した。これは、高齢者の居住に適した住まいである旨の名称の使用について、なんら制限が存在していなかったためであると考えられる。

仮に当該規制が制定されなかった場合、高齢者が自らの居住に適した住まいを判別することができず、高齢者の居住の安定が確保されていない状況が想定され、そのような状況を事前評価時のベースラインとしていた。

事前評価時と同様に高齢者の居住に適した住まいへのニーズは増加しており、ベースラインに変更はない。

③ 必要性の検証

事前評価時の想定と同様、高齢者の居住に適した住まいへのニーズが増加していることから、高齢者の居住の安定を確保するという当該規制目的の重要性は増しており、引き続き高齢者が自らの居住に適した住まいを判別しやすくすることが必要であるため、当該規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

【事前評価時の測定指標】

登録住宅でないにも関わらず、登録住宅である旨の名称を利用する必要はなく、そのような行為は通常行われないと考えられること、また名称を使用しないことにより発生する費用はゼロであるため、遵守費用はゼロであると想定されている。

【遵守費用】

当該規制により遵守費用は生じていない。

【費用推計との比較】

費用推計との乖離は生じていない。

⑤ 「行政費用」の把握

【行政費用】

登録主体である都道府県知事は、必要に応じて名称の使用制限違反に関する事実を確認することとなるが、この行政費用は僅少である。なお、事前指導等も含めた名称の制限違反に関する事実の確認に要する人員や時間数は把握しておらず、当該規制によって発生する行政費用の定量化又は金銭価値化は困難である。

【費用推計との比較】

事前評価時にも、上記と同様、行政費用は僅少かつ定量化又は金銭価値化は困難であると想定しており、推計と実績に乖離は生じていない。

⑥ 効果（定量化）の把握

【効果】

当該規制により、入居を希望する高齢者に無用の混乱が生じず、高齢者の居住の安定に資することになるという効果が生じた。なお、高齢者の居住の安定の確保の効果については定量化することは困難である。

【効果予測との比較】

当該規制を制定した結果、入居を希望する高齢者に無用の混乱が生じず、高齢者の居住の安定に資することとなり、事前評価時に想定した通りの効果が生じた。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

【便益】

当該規制により、入居を希望する高齢者に無用の混乱が生じず、高齢者の居住の安定に資することになる。なお、居住の安定の確保により得られる便益については、金銭価値化することが困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

当該規制による副次的な影響は、特に生じていない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

当該規制の導入により発生する遵守費用はゼロであり、行政費用は僅少である一方、入居を希望する高齢者に無用の混乱を生じさせず、高齢者の居住の安定が確保されることによる効果及び便益は大きいものであり、今後も同様の効果及び便益が発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。